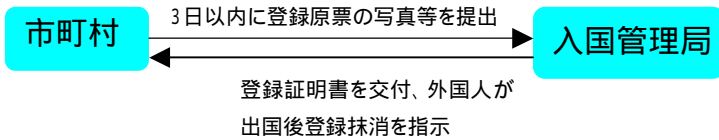


図表4 - 新しい外国人の就労管理の仕組み

就労管理のない現状



(外国人登録制度)

登録内容

登録番号 登録の年月日
 氏名 生年月日 性別
 国籍 本国での住所
 出生地 職業 旅券番号
 旅券の発行日 上陸許可の日
 在留資格 在留期間 居住地
 世帯主の氏名 世帯主との続柄
 、 世帯、家族の情報
 勤め先の名称、所在地

外国人登録の目的

住民登録に代わるもの。外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、在留外国人の公正な管理(出入国管理のみならず、厚生労働、住宅、教育、税務、住民行政など)に資するため

開示請求要件

住民票は何人も閲覧できるが外国人登録原票は以下の条件以外では公開していない。
 ・本人、代理人・同居の親族の請求
 ・国、自治体、弁護士等が法律の定める事務遂行のため

問題点

- ・外国人登録は一度登録すれば、本人が変更申請しない限り、次の切り替えまでの5年間、記載事項がそのままになる可能性がある。
- ・入国管理では、入国時、更新時にしか就労先を問われない。入国後、転職や資格外の就労も可能なのが実態

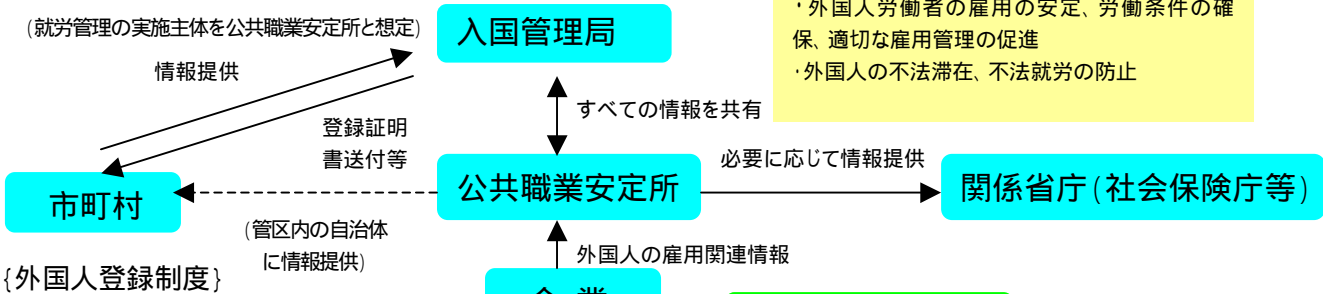
厚生労働省

(外国人雇用状況報告)

年1回6月、従業員50以上の事業所を対象に雇用外国人の人数、職種、出身地域などを公共職業安定所に報告する制度。人数のみ。
 目的：外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力需給の適正な調整と外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進

新しい就労管理の導入

(就労管理の実施主体を公共職業安定所と想定)



就労管理の目的

- ・外国人労働者の雇用の安定、労働条件の確保、適切な雇用管理の促進
- ・外国人の不法滞在、不法就労の防止

登録内容

登録番号 登録の月日
 氏名 生年月日 性別
 国籍 本国での住所
 出生地 職業 旅券番号
 旅券の発行日 上陸許可の日
 在留資格 在留期間 居住地
 世帯主の氏名 世帯主との続柄
 、 世帯、家族の情報

内容

会社名、所在地、代表者、事業の種類
 外国人労働者氏名、在留資格・期間、国籍、性別、生年月日、雇入日、離職日、労働者の住所、労働者の職種(選択式)

- * 外国人の雇い入れ・離職時に事業主が提出。原則、雇用保険適用事業所に提出義務
- * 永住者、特別永住者、外交、公用は対象外
- * 電子申請可能に
- * 雇用保険適用事業所番号を使用
- * 雇用状況報告は廃止

新しい就労管理

就労管理の課題

- ・公共職業安定所の事務負担
- ・企業の事務負担
- ・情報共有のあり方
- ・外国人だけを管理することの妥当性